

議案参考資料

[令和6年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第77号 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

市立認定こども園の設立に伴い、こども園における一時預かり事業の利用者負担額の規定を追加するものです。また、3歳児以上の保育料について、子ども・子育て支援法に沿って、無償である旨を明記するものです。

概要

本条例は、桐生市における保育所等の保育料並びに市立の保育所等における時間外保育及び一時預かり事業の利用者負担額について定めております。

1 本条例第6条に規定する市立の保育所等の一時預かり事業について、現行の幼稚園、保育所の規定に加え、認定こども園についての利用者負担額を別表第3に追加するものです。

3 市立認定こども園

一時預かり事業(幼稚園型)

区分	一時預かり事業負担金(幼稚園型)
1時間当たり	100円

一時預かり事業(一般型)

区分	一時預かり事業負担金(一般型)	
	1日当たり (4時間以上)	4時間未満
3歳未満児	2,000円	1,000円
3歳以上児	1,500円	750円

2 本条例第3条の条文について、子ども・子育て支援法に沿った内容とするため、教育認定子ども及び3歳児クラス以上の保育認定こどもの保育料については無償とする旨を明記するものです。

(施行期日：令和7年4月1日)

背景・経過

少子化の進行と施設の老朽化を鑑み、令和4年8月に「公立特定教育・保育施設の配置見直し」を策定し、保育所等の適正配置を進めています。

広沢地区における市立の施設について、広沢南部保育園と広沢幼稚園を統合し、令和7年4月から「桐生市立広沢こども園」を新設します。

市立の認定こども園については、現行では第6条に規定する「一時預かり事業の利用者負担額」の記載がないため、新たに追加するものです。